

IIPS Quarterly

Institute for International Policy Studies

Contents

Volume 5 Number 2

● 卷頭論文

「集団的自衛権をめぐる戦後政治」細谷 雄一

● 政策研究

「尖閣諸島問題の形成過程—日中国交正常化以前—」川島 真

「ポリティカル・マーケティング、日本への導入検討
—政治課題解決へのマーケティング・アプローチー」井出智明

「我が国の新エネルギー基本計画がガラ計画にならないために」国分克悦

● 研究所ニュース

「米国ハワイのシンクタンク等との意見交換」

「ベトナムのシンクタンクとの戦略対話」

「米国ブルッキンズ研究所滞在報告」

変動期にある世界と日本

世界平和研究所理事長 佐藤 謙

世界は、現在、歴史的ともいべき構造変化をはらみつつ、一張一弛、大きく揺れ動いている。このような中にあって、国際社会は、これまでの発展の基盤となってきた国際システムの維持という基本的課題を抱え、国際社会として協調していくことが重要となっている。

我が国では、当面、経済に明るい兆候が見えてきているのは喜ばしいが、根底には、明治以来の人口増社会から人口減社会への転換に伴う基本的課題を抱えており、それへの真正面からの取り組みが求められている。

世界平和研究所では、本年度も、世界秩序の変動と日本の安全保障、少子高齢社会と日本の成長戦略などの長期的あるいは緊急の課題について、幅広い観点から、調査研究し、積極的に提言活動を行っていく所存ですので、引き続き、皆様の御支援と御協力をお願い致します。



公益財団法人 世界平和研究所

IIPS

卷頭論文

集団的自衛権をめぐる戦後政治

上席研究員

細谷 雄一

はじめに

2014年の春から夏にかけて、集団的自衛権の行使をめぐる政府解釈の変更について、政治上の最大の争点となる可能性がたかい。安倍晋三首相は、強いリーダーシップのもとで、その実現に強い意欲を示している。他方、官邸主導でその過程が進められていることに不満を持つ自民党内の一部の議員や、平和主義を党是としてきた公明党のなかから、徐々に熾烈な抵抗が見られるようになってきた。

集団的自衛権の行使をめぐる問題は、憲法や国際法、安全保障研究や、戦後政治史など、幅広い知識を総合的に連関させて、適切に理解することが重要だ。しかしながら、問題がきわめて複雑であることもあり、議論が短絡的になされることが多い。一方的にその「危険」を語る論調や、主権国家としてその行使を自明視する論調が見られる。ここでは、戦後政治史の文脈の中でもう一度この問題の来歴を考えることにしたい。といふのも、集団的自衛権の行使に関して全面禁止という見解を政府が表明したのは、1981年5月29日がはじめてのことであって、それ以後の展開のみを見ていてはこの問題の本質を見誤ってしまうからだ。

集団的自衛権をめぐる政府の解釈は、戦後政治の中で翻弄され、漂流してきた。といふのも、そもそも日本国憲法第9条では、集団的自衛権の行使が可能かどうかは、明文上は示唆されていないからだ。したがって、内閣法制局など政府関係者は、集団的自衛権の行使が可能か否かについて、その立場が微妙に揺れ動いてきた。

たとえば憲法学が専門の大石眞京都大学教授は、「日本政府は、日本国が国際連合に加盟した時点で、集団的自衛権について明確な観念をもっていたとはいえないようである」と述べ、「集団的自衛権が認められないとする根拠は、必ずしも明らかではない」と述べている。また、国際法が専門の村瀬信也上智大学教授も、「憲法9条は自衛権について何ら規定しておらず、個別的自衛権について

はこれを容認し、集団的自衛権についてはその保有を認めつつ行使を認めないということは、少なくとも規定上からは何らその根拠を見いだすことはできないからである」と論じる。

それでは、いつどのようにして、集団的自衛権の行使が違憲だという解釈が確立したのであろうか。それはどのような理由と経緯によるのであろうか。ここでは、1960年代までの戦後史を中心に、の集団的自衛権をめぐる政治の漂流を見ることにしたい。

1.「集団的自衛権」概念の誕生—1940年代

そもそも「集団的自衛権」という概念は、新しい概念なのか。あるいは以前から国際法に見られた概念なのか。自衛権に関する国際法の大家であるケンブリッジ大学のクリスティーヌ・グレイ教授は、「集団的自衛権」というものが、1945年の国連憲章に挿入された新しい概念であるか否かについて、意見の対立が見られてきた」と述べる。また、オックスフォード大学の国際法の権威であったイアン・ブラウンリー教授は、「集団的自衛権とは、1945年以前にも受け入れられてきた概念であり、憲章51条において明文上で認識されるようになった」と記している。必ずしも、戦後初めてでてきた概念ではないことは理解できるだろう。むしろ、国家において「固有の権利」とみなす見方が、一般的といえる。

1945年6月26日に調印された国連憲章の第51条では、自衛権に関する規定が次のように記されている。「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的及び集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」ここで記されているとおり、自衛権の行使の問題は、国連が規定する集団安全保障の実現可能性と総合して考えいかなければならない。

1940年代の後半となって冷戦が深刻化していくことで、大国間協調を基礎とする国連安保理の決定に基づく集団安全保障が不可能となつていった。だとすれば、必然的に、国連憲章第51条の個別的及び集団的自衛権の持つ意義の比重が、大きくなっていく。1949年4月に北大西洋条約が調印され、1951年9月に日米安保条約が調印されたのも、そのような背景によるものであった。さらには、1950年6月の北朝鮮軍による侵略は、よりいっそう自衛と抑止の必要性を国際社会に認識させるに至つた。集団安全保障が機能しない限り、各国はやむを得ず個別的及び集団的自衛権に依拠して自国の安全を確保せねばならなくなつたのだ。

2.集団的自衛権と戦後政治—1950年代～60年代

このような背景において、1950年代に日本においても集団的自衛権の問題が議会などで議論されるようになっていく。この時代においては現代とは異なり、内閣法制局など政府の中で、日本国憲法前文に見られる「国際協調主義」の精神が色濃く見られていた。すなわち

ち、「いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」と憲法前文に記してある以上、日本もまた国際社会でいつていの貢献することが自明視されていたのだ。このことは、1954年6月に自衛隊法が公布されたこと、そしてさらには1956年12月に日本が国連加盟を実現させたことで、よりいっそう強く意識されるようになる。

自衛権の行使のための条件が明確なかたちで国会に示されたのは、1954年のことであった。ここで下田武三外務省条約局長は、国会答弁の中で、「国際法上自衛権を行使し得るのは、急迫した危害が国家に加えられるということ、そして危害除去に必要な限度でなければ行使し得ないということ、またその危害を除去するために他にとる手段がないということ、この三つの条件が必要」だと論じた。これを受け佐藤達夫内閣法制局長官は、これを自衛のための「三条件」とした。すなわち、「他に方法がない」、「急迫不正の危害があること」、「必要最小限の措置」という三つを前提として、日本国政府は自衛権を行使できるのである。ここではじめて、「必要最小限の措置」という自衛権の条件が提示される。本来下田局長は、国際法における一般理解である自衛権行使における「均衡性」の原則を指摘したに過ぎないのだが、おそらくそれを拡大解釈して林長官は「必要最小限」という言葉に置き換えたのだろう。

それでは、この段階では、集団的自衛権の行使は禁止されていたのだろうか。必ずしもそうとはいえない。というのも、この時期には、集団的自衛権が多義的にとらえられており、行使可能なものとそうでないものに二分されていたからだ。たとえば、1960年3月31日の参議院予算委員会での林修三内閣法制局長官の答弁では、「集団的自衛権という言葉についても、色々内容について、これを含む範囲においてなお必ずしも説が一致しておられないように思います」と述べている。すなわち、「日本憲法に照らしてみました場合に、いわゆる集団的自衛権という名のもとに理解されることはいろいろあるわけでございます」と述べて、そのなかで「外国まで出て行って外国を守るということは、日本の憲法ではやはり認められていないのじゃないか、かように考えるわけでございます」と論じた。集団的自衛権行使の中でも、他国への自衛隊派兵は認められないという立場である。

とはいえる、この時期には、行使可能な集団的自衛権もあるという認識が、一般的であった。岸信介首相は、1960年4月20日の衆議院安全保障委員会で、「基地を貸すとか、あるいは経済的の援助をするとかということを、やはり内容とするような議論もございますので、そういう意味からいえば、そういうことはもちろん日本の憲法の上からいってできることである」と述べた。これは林内閣法制局長官の見解でもあった。

他方で、この時期には「自衛」と「他衛」が必ずしも明確に区分されていたわけではない。北大西洋条約機構(NATO)軍のように、多数国が一体となって抑止力を構築する際に、それを自国と他国に明確に区別することは困難であろう。それゆえ、田中耕太郎最高裁長官は、砂川事

件判決における補足意見として、「こんなちはもはや厳格な意味での自衛の観念は存在せず、自衛はすなわち『他衛』、他衛はすなわち自衛という関係があるのみである。従って自国の防衛にしろ、他国の防衛への協力にしろ、各国はこれについて義務を負担しているものと認められる」と明言している。むしろこの時代には、このような見方が一般的であった。

このような認識が大きく転換したのが、1960年代半ばのことであった。このとき外務省は、はたして自衛隊の国連軍や国連平和維持活動(PKO)への参加が憲法上可能かどうかを、内閣法制局に確認した。内閣法制局は「いわゆる国連軍とわが憲法」という文書の中で、第一に武力行使を伴わない国連活動への自衛隊参加は憲法上問題なしとして、第二に国連の武力行使が「当該国際社会の構成国を超越する政治組織が存在している場合」で、なおかつ「右の政治組織の意志により武力が行使される場合」は、自衛隊のそこへの参加が憲法上可能と判断した。これは、自衛隊の国連軍及び国連PKOへの参加を合憲とする判断であった。

ところが、この内閣法制局の判断に基づいて進められていた外務省国連政治課作成の資料が1966年2月に『東京新聞』にスクープされて、これに野党が飛びついで与党攻撃の材料とした。ベトナム戦争が徐々に激しくなっており、また日韓基本条約を締結して韓国との繋がりが確立した時期だけに、ベトナム戦争や第二次朝鮮戦争への自衛隊の派兵があまりにもよく懸念されたのだ。佐藤栄作政権は、予算成立を急ぐためにも、自衛隊法改正による自衛隊の海外派兵の可能性を断念することになった。この佐藤政権の決断が、後の政府解釈を拘束していく。

3.解釈変更の必要性

このように集団的自衛権の行使が違憲だと判断される大きな理由は、ベトナム戦争や第二次朝鮮戦争への自衛隊の派兵の可能性が強く批判された政局的なものであった。それによって、自衛隊の海外派兵を断念する結果に繋がった。保革伯仲が生まれ、革新勢力が伸張する1970年代には、次第に国会対策の論理からも、自衛隊の国際平和協力活動などへの参加へ向けた努力が止まっていた。自衛隊は日本の国民と国土を守るためにだけに用いられるべきだと認識されるようになってしまい、かつて政府内に見られた国際協調主義の精神が衰退していったのだ。

ベトナム戦争や第二次朝鮮戦争の可能性が批判された時代とは、現代では大きく安全保障環境が異なっている。グローバル化が進み、安全保障をめぐる国際協力も飛躍的に進展している。そのようななかで、日本のみが一国平和主義に固執して、国際社会に背を向けることは好ましくない。日本はこれから国際社会で、憲法前文に記されているように「名誉ある地位」を求めるべきであり、「自国のことのみに専念」してはならないのだ。新聞のスクープと、野党の攻撃、そして保革対立から生まれたいびつな解釈を、いまこそより望ましいものへと変えていくべきであろう。

政策研究

尖閣諸島問題の形成過程

—日中国交正常化以前—

上席研究員

川島 真

尖閣諸島問題の形成

現在、尖閣諸島の領有権をめぐる問題が日中関係の最大懸案のひとつとなっている。これを領土問題、外交問題として認知しているか否か別にして、中国が公船を領海にはじめて侵入させた2008年12月8日以降は、中国も実効支配行為をおこなうようになった。従来、中国側は抗議するだけで、日本が実効支配していたという状況が大きく転換し、日本側が優勢であるにせよ、日中双方が実効支配行為をおこなうようになってしまったのである。

では、中国側はいつから日本による尖閣諸島領有に抗議するようになったのか。結論を先取りして言えば、中華人民共和国が尖閣諸島の領有を主張し始めたのは1970年代に入ってからのことである。しかし、現在、この問題の当事者となっている中華人民共和国は当初必ずしも当事者とは言えなかった。なぜなら、この問題は1960年代後半のECAFEの調査を経て、台湾、すなわち中華民国側がその領有と、それに連なる大陸棚における資源に対する権利を主張し始めたことに始まるからである。これはちょうど、沖縄返還、米中接近、日中国交正常化などと重なる時期にあたり、こうした問題と絡みながら、まずは日米台の間で発生し、米中接近、日中国交正常化の過程で、中華人民共和国が当事者になっていったのである。本報告では、主に戦後を中心に、このような尖閣諸島をめぐる問題の形成過程を検討した。

日本敗戦以前の尖閣諸島の認知と位置づけ

中国の史料に尖閣諸島が登場するのは周知の通りである。明代や清代の史料には確かに尖閣諸島に関する記述があるものがある。ただ、こうした歴史書に記述があることが直ちに領有権と結びつくものではない。中国が明確に近代的な領土主権という概念をもつようになつた19世紀後半、日本が西北太平洋の島嶼を相次いで領土に編入していた当時、清は必ずしも島嶼部の編入に傾注していたわけではない。1880年

代、新疆や雲南などの国境交渉に熱心であった清だが、たとえ『申報』が尖閣諸島周辺に於ける日本の調査活動について警鐘をならしても、清が日本に対して尖閣の領有権問題を提起した形跡はない。

日清戦争の最中、下関条約交渉にはいろいろとしているさなかにあたる1895年1月、日本政府は既に沖縄県から出されていた尖閣に於ける国標建設に許可を出し、閣議決定を以て尖閣を領土に編入した。閣議決定での領土編入は尖閣の時だけに見られるわけではない。従つて、対外的に告知しない閣議決定だから効力が無いということではないのだが、それでも諸外国に明確に通知していないということは、他の通知した事例と比べて、領土編入の公開性という点で批判を受けることもあろう。だが、下関条約交渉時に尖閣諸島が論点となった形跡はない。清が気にしていたのは澎湖諸島の範囲が西に拡大して、福建沿岸まで日本が領土を拡大することであった。

また、日本が台湾を統治していた五十年の間に、尖閣諸島が行政上台湾側に属していたとする主張もあるが、管見の限り、そのようなことを示す史料には出会っていない。なお、二十世紀の前半には鰯節工場が設けられるなど、尖閣諸島では「日本人」が生業を営んでいたことにも留意が必要だろう。

日本の敗戦とポツダム宣言第八項

日本の敗戦にともなって、日本は植民地や占領地を放棄したが、ポツダム宣言第八項が問題であった。実際、これが現在の日本と中国の主張の相違にも結びつく。その第八項は「八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ」という内容である。中国はカイロ宣言にある「満洲、台灣及澎湖島ノ如キ日本國カ清国人ヨリ盜取シタル一切ノ地域ヲ中華民国ニ返還スルコト」という部分を重視し、この「台灣」に尖閣諸島が含まれていた、と主張する。日本の主張は、むしろ「吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ」という部分にある。すなわち、敗戦国たる日本が本土として戦後も統治する領域はポツダム宣言当時には決まっておらず、連合国が以後決定する(英語ではshall be limited)となっていたため、日本と連合国(アメリカ)が交渉をおこなって、サンフランシスコ講和条約の「第二章 領域」にあるような内容となったわけである。その連合国との交渉過程で、南西諸島の範囲について調整がなされ、尖閣諸島がその南西諸島に含まれていることが確認された、というのが日本の立場である(講和条約には記されていない)。また、実際にアメリカの沖縄統治の範囲に尖閣諸島が含まれていたことも確かなことである。

1951年にサンフランシスコ講和条約が締結され、1952年には日本と台湾(中華民国)との間で講和条約交渉がおこなわれて4月28日に条約が締結されるが、この交渉の過程で台湾側から尖閣諸島領有に関する問題提起はなされていない。無論、すでに尖閣諸島周辺が米軍統治下にあったとはいえ、台湾側が尖閣諸島について問題提起をしなかつた点は留意すべきだろう。なお、台湾側が注目していたのは新

南群島、すなわち南シナ海の南沙諸島であった。

このように、日本の敗戦からサンフランシスコ講和条約、日華平和条約に至る過程では、日本が尖閣諸島の領有について一連の措置を講じ、交渉過程で、尖閣諸島を南西諸島の一部として連合国、とりわけアメリカに認めさせることに成功している。それに対して、同じく戦勝国である中華民国、あるいは1949年10月1日に成立した中華人民共和国は尖閣諸島について具体的な提案や抗議をおこなっているわけではない。

しかし、だからといって、中国側が尖閣諸島のことを認知していないかった、というわけでもない。中華民国側では駐日代表団の官僚が、沖縄県全体、先島諸島、そして尖閣諸島についてそれぞれ領有の可能性を模索することを求める文書を作成していたし、中華人民共和国でも、外交部の官僚が、尖閣諸島を台湾の一部とすることはできないか検討すべきとしていた。しかし、これらの官僚の意見や主張が、公式に外交部や政府に採用された形跡はない。

戦後初期の尖閣諸島周辺

1950年代から60年代半ばにかけて、尖閣周辺は在琉米軍の統治下にあり、石垣周辺の漁民や台湾側の漁民が漁をおこなうエリアであった。だが、台湾側の漁民の中には、尖閣諸島の島々に上陸する者が多くいた。これは尖閣諸島に限ったことではなく、先島諸島の無人島にも多く見られたことであるが、台湾漁民が島に上陸し鳥の卵や、漢方薬の材料となる海草を採取していた。1960年代になると、沖縄の新聞にも、台湾漁民による鳥の卵の乱獲が、鳥の絶滅につながると警鐘をならす記事が見られるようになっている。

米軍もそれを座視していたわけではない。しばしば、尖閣諸島周辺でそうした漁民を捕まえて、台湾に送還するとともに、台湾政府に抗議したのだった。台湾政府は、台湾省政府を通じて、現場の県政府などに伝達し、そこから漁会（漁業組合に相当）に対して抗議が伝えられたのであった。漁会からまた上部機関へと報告がなされ、台湾側からアメリカに釈明がなされていた。このような文書のやりとりが、少なからず残されていて、現在は閲覧可能である。なお、これらの交渉過程で台湾側がアメリカ側に尖閣諸島の領有権や主権の問題について抗議している形跡はない。

ECAFEによる調査結果

このような事態を大きく変えたのは、やはり1968年から69年に結果がでたECAFEによる資源調査だった。もちろん、1966年の大陸棚条約に台湾もサインしていたということもある。いずれにしても、尖閣諸島周辺に有望な海底資源があるとの報告がなされると、台湾内部で尖閣周辺の大陸棚が台湾に連なる大陸棚であるとの主張が見え始めた。この動きを推し進めたのは、台湾の経済部であり、それに国防部や行政院が同調していた。外交部はこの動きに慎重であり、条約局は尖閣

諸島の主権の主張はできないと述べていたほどである。蒋介石は、李国鼎ら経済部の動きを支持し、資源獲得に意欲を見せる。だが、その姿勢は基本的に資源を獲得するための領有権主張であり、領有権そのものに拘泥する姿勢では無かった。

1970年1月には、経済部が主導する会議で「尖閣諸島」という呼称を以後用いることをやめて「釣魚台列嶼」を用いるとの方針を決め、以後それが行政院であるとか、他部署にも広がっていった。蒋介石自身も日記などでの表現を尖閣から釣魚台へと変化させる。他方、このころには学生などを中心にして「保釣運動」が盛んになり、逆に社会の側が政府に強硬な路線を迫ろうとした面がある。穏健であった外交部も次第に領有権主張に傾いていた。

また、このころになると、沖縄返還を視野に入れ、日本もまた台湾の尖閣諸島への関心に注目し始めた。日本は尖閣諸島周辺での台湾漁民の活動について台湾側に抗議するなどしたが、台湾側は尖閣諸島が台湾に属するととともに、日本への沖縄直接返還が無効であると訴えていた。また、1970年には台湾がアメリカの企業に対して尖閣諸島周辺海域の調査区域を割り当てたということが判明し、8月に日本政府からアメリカ政府を経由して台湾側に抗議がなされている。このときも台湾側は尖閣諸島が台湾に属すること、また沖縄返還を承認しない立場から、日本にはこの問題に対する発言権がないとして応じなかった。いずれせよ、このようにして尖閣諸島問題は日本と台湾のやりとりとして始まったということになろう。

共同開発とその頓挫

しかし、1970年から71年にかけて、日米台韓の四国は海底資源の共同開発に向かっていた。これは台湾側も同意したことであった。アメリカの尖閣諸島に対する実効支配は搖るぎなかったということもあろう。また、蒋介石の日記などに如実に見られるように、この尖閣諸島問題が中華人民共和国に利用され、西側の同盟国が分裂することを危惧し、台湾はあくまでも経済利権獲得を重視する方向性をとっていた。こうした点で、尖閣諸島問題はいったん主権を棚上げした共同開発という方向でまとまりを見せつつあった、ということになる。

だが、1971年、アメリカ側が次第にこの共同開発から撤退し始める。アメリカが中華人民共和国に急接近したことが背景にあった可能性もある。事実、同年には中華人民共和国がこの問題に関心を示し始め、尖閣諸島が自国領であるとの意見を表明するようになっていた。台湾や韓国、あるいは日本もハシゴを外された状態になったが、その日本も1972年に中華人民共和国と国交正常化をおこなったために、当初、日本と台湾の問題として発生した尖閣諸島問題が、日本と中華人民共和国との問題へとシフトしたのだった。

国交正常化交渉で「棚上げ」合意があったかどうかは別にして、すぐなくとも中華人民共和国は、従来のECAFEの調査、共同開発の総締、また漁民をめぐるアメリカと台湾のやりとりなどについて、十分に把握していない状態で、一方の当事者になったのである。そうした面で交渉を避けたということは十分に考えられることであった。

政策研究

ポリティカル・マーケティング、 日本への導入検討 —政治課題解決への マーケティング・アプローチ—

主任研究員

井出智明

※以下、ポリティカル・マーケティングをPM、マーケティング・コミュニケーションをMCと略記する。

概要

1. 課題意識：異なる領域間における相剋

公共性を要する領域周辺において、ジャーナリズムとマーケティング、アカデミアとジャーナリズムなどのように、相互知見の有効利用や協力体制の確立等により公共の利得の増大が期待できるにもかかわらず、意識改革が進まないために公共の利得が損なわれていると考えられる例が日本では特に目に付く。基本的に、縦割り領域毎の哲学や文化、常識や専門用語等の違いなどにより、相互理解や交流が進みにくく、故に協力が進まないと言う構造的課題が存在する。また、研究者や専門家が狭い活動領域と視野に囚われていると、相互交流や自己改善の必要性も見えにくくなる。更に、研究者や実務者の悪意無き相互無関心や相互不可侵の暗黙的認識なども原因である。もちろん各々の利権意識や自己過剰防衛等、直接的利害対立に起因する相剋などは論外である。

上記と同様に、「政治、政治学」と「ビジネス、マーケティング」との間でも、相生的に和合可能な要素を多々有しながら、実務的にある種の相剋が存在している。政治や政治学は公共の利益を左右する公的な高尚なものであるのに対して、ビジネスやマーケティングは主に私的経済活動を支援することから通俗的なものであると考える人もいる。また特に日本では、政治や政治学分野の人々は数字に弱いので経済学やマーケティングの初步的数学概念の導入さえ拒否する傾向にあると言う人もいる。また欧米との比較で特に日本において顕著な点は、政界・財界・学界の間で人材の流動化が不十分であることが挙げられる。そのため、それぞれの専門性の名の下に境界領域が発展せず、相互に異分野の文化に対して強い拒否感・拒絶感・疎外感が発生してしまう。もし本当にそうであるならば、それは得られるべき公共の利得を減損させてしまうので、改善が要求される。

2. PMの定義

米国においてもPMの概念が顕在化するのは1990年代以降である。時代や情勢の急激な変化に対し、より論理的な解を得るために、伝統的な行動計量学的アプローチや個別マーケティング手法を統合化する動きなどが発端となっている。

PMの定義には次のようなものがある。

○やや従来的な狭義の定義:PMは、政治と選挙について、分析、計画立案、実行管理することである。[O'Cass(1996)]

○より一般的かつ総合的な定義:PMは、ビジネスで用いる理論と技法を政治組織に適合させていくことである。[Lees-Marshment(2001)]

○よりマーケティング的な発想を重視した定義:PMは、政治組織やそのステークホルダーに対して、顧客価値を創造・提供することで、顧客との関係性を維持するための政治的コミュニケーション機能であり一連のプロセスのことである。[Hughes and Dann(2004)]

PMの目的や志向性は、政治理念や政治哲学等の質的論理展開にあるのではなく、選挙や政治運動など現実社会における具体的な政治的施策や活動に対して量論的評価分析を行い、国民と為政者に判断や意思決定のための論理的基準を提供することにある。21世紀に入り時代変化はさらに急速に加速し、政治にも変化への対応が要求されたことがPM概念及び手法導入の動機の一つである。

PMは概念的にも手法的にもまだ発展途上にある。しかし現段階においても、政策立案における民意の反映や、客観的評価による政治組織の継続性確保などの点では、私的経験や勘よりも、より有効な判断材料を提供することが可能である。また今後は、情報の獲得・加工・伝達におけるハード・ソフト両面での技術進歩により、政治家や行政官の意志や政策を国民とより的確に共有し、理性的な民意を政策の立案や執行により精緻に反映させ、部分最悪の排除や全体最適志向により期待値の最大化を目指していくことができると考えられる。

3.先行研究

米国において世論調査が導入された最初の大統領選挙は1824年であり、それまでの政治エリート中心の政治から民衆が参加する政治への分水嶺となった歴史的選挙であったとされる。ただし、その際行われた世論調査はサンプルの代表性等の点で確率論的標本抽出ではない非公式な調査“straw poll”であったため、調査結果と実際の選挙結果は大きく異なる。にもかかわらず、その後もしばらくそうしたstraw pollが続けられた。やがて1916年の大統領選で初めて選挙結果を正確に予測することを目的とした世論調査が行われるようになる[Carson and Engstrom(2005)]。以降、投票行動の量論的分析などが政治学や行動計量学で進められるようになった。こうした世論調査の歴史とほぼ並行して19世紀から20世紀初頭にかけての時期

にビジネスにおけるマーケティング体系も確立する。もちろん政治の現場では世論調査だけでなく、選挙キャンペーンの立案や実施、広告や各種ツールの利用、PRや演説会の実施等、個別のマーケティングの概念や手法が以前より使われていたことは周知である。

Lees-Harshment(2009)は、PM顕在化のきっかけとして、米国選挙における、次の様な時代状況の変化を挙げている(※カッコ内は筆者追記)。①党員や党友、後援会員の減少や活動衰退(人間関係や人的活動を基盤とした政治活動の後退)、②政党アイデンティティの弱体化、③投票率の低下等伝統的な政治活動の減退、④若者の政治離れ、⑤無党派層の台頭による選挙結果の予測困難化、⑥テレビの影響力増大、DMや党員活動の影響力低下(近年ではインターネットの影響力増大)、⑦情報メディアの多様化と多元化(選挙運動のビジネス化の進行、競争的展開)、⑧有権者セグメントの変化(社会階層・地理・家族関係⇒民族・人種・ライフスタイル・年齢等)、⑨有権者の批判的傾向増大(政治に対する消費者意識の高まり)、など。

これらに加えて、特にインターネットを中心としたICT発達によるメディア環境や情報の伝達速度の変化は、政治を取り巻く環境に大きな影響を与えていている(※例として、コラム参照)。またICTの発達により各種データが整備可能となり、データ処理速度が向上し、データ取扱い手法の開発なども進んだため、それまでビジネスの世界で行われてきた計量的MC手法が政治の世界に導入しやすくなつたと言う側面もある。

〈参考コラム〉英国トニー・ブレア元英国首相2007インタビュー

たった10年前の1997年の選挙の時には、一日にひとつの問題に対処すれば良かった。それが2005年の選挙の時には午前に1件、午後に1件、そして夕方に1件対処しなければならず、ひたすらアジェンダを書きかえなければならなかつた。そして今日では全てが大問題であり、さらに、常に巨大でヘビーなメディア対応と言う仕事に、本当の大問題を差し置いてでも、取り組み続けなければならなくなつてゐる。活動過多である。(Speech to Reuters in 2007を参考に、筆者訳)

4.PM導入のメリット

特にMC視点で見た場合、政治家や行政官にとって都合が良いか否かはさておき、PM導入により、日本の政治や有権者の政治参加に対して次のようなメリットが期待できる。

- a.国民との正確な情報共有=意図的誤解や相互不信の回避。ただし同時に透明性が要求され、嘘はつけない。
- b.国民(有権者)ニーズの正確な把握=一部活動家による意図的誘導や過激な扇動に惑わされない政策立案。
- c.個人主義から倫理的道徳的社会的消費者への覚醒=年金や医療、エネルギー、憲法などの社会的課題の理性的議論が可能に。
- d.多様な局面への対応柔軟性の強化=客觀性の担保や数値的

根拠による説得力増強など。

e.データに基づく選挙キャンペーンのデザイン等選挙戦術の高度化=選挙における勝利確率の向上等。

PMの概念と手法を導入していれば、最近の政治トラブルのうちのいくつかは回避可能であったと確信している。

5.PM批判

PMへの批判としては次のような議論がある。

x.有権者を政治消費者として扱うべきではない。消費者は愚かであり、誘導できてしまう。

y.政治はイデオロギーであり、政治的商品は道徳的価値を重視すべきである。政党は単なるブランドではない。

z.国家とマーケットは違う。マーケットには顧客の選択権があるが、国家には国民の選択権が無い。

6.PM:日本への導入にあたっての課題

【課題1】プロフェッショナル(職業人)意識

歴史的要因か民族的要因かは別にして、日本ではプロとしての自覚に欠ける場合が散見される。政治家は選挙前後での心理及び態度の変容が大きい。当選後に先生として祭り上げられることで、国民代表としての意識が低下し、裸の王様と化してしまう場合がある。行政官は、政治家や国民よりも自己が優れていると言う意識が強過ぎて、国民から職務を託されている意識が低い場合がある。政治家・行政官とともに第三者の声に謙虚に耳を傾けられない状態となる。一方MC企業も社会的責任意識や使命感が不足ぎみで、政治課題に対応可能なMCプロデューサーやプランナー人材の育成や供給もまだ限定的である。

【課題2】日本と欧米におけるMC環境の違い

欧米においては一般的な企業経営戦略の一つであるM&Aであるが、日本ではそれほど重視されてこなかった。故に欧米ではMCが企業価値を高める投資活動と位置付けられるのに対して、日本では営業経費と位置付けられる場合が多い。政治活動においても、この投資か経費かの意識の差はPMの導入に大きく影響する。さらに欧米でMC組織はトップ直轄であるのに対して、日本ではMCの組織内での位置づけが低いことが多い。重要な判断や意思決定のスピードと質に大きく影響する。また欧米ではMC対応を、アウトソーシング含めた専門家との混成組織で行うことが多いのに対して、日本では完全内部対応する場合が多い。機密保持など有利点もあるが、客観視や経験の点でマイナスはそれ以上に大きい。

〈主な参考文献〉

- Carson, Jamie L and Engstrom, Erik J., 2005, "Assessing the Electoral Connection : Evidence from the Early United States," American Journal of Political Science, Vol. 49, No. 4, pp746-757
- Harris, Phil, 2000, "To Spin or not to Spin that is the Question : The Emergency of Modern Political Marketing," The Marketing Review, pp35-53, Volume2, Number1, Spring 2001, Westburn Publishers Ltd
- Lees - Marshment, Jennifer, 2009, Political Marketing : Principles and Applications, Routledge

我が国の新エネルギー基本計画がガラ計画にならないために

主任研究員

国分克悦

はじめに

現行の「エネルギー基本計画」の更新に向けて、原発の存廃を中心に戸議論が進められてきているが、我が国のエネルギー計画は、国内問題としてのみではなく、世界の一員としても常に注視されていることを肝に銘じる必要がある。

今回の研究においては、現在の世界エネルギー動向と各国のエネルギー政策について、BP社のBP統計、IEAのWorld Energy Outlook、その他のエネルギー関連調査や書籍等を参考にしつつ、それらの大きな流れの中で我が国のみが取り残されないように、今後の新エネルギー基本計画策定に向けての提案をまとめた。

2012年世界エネルギー動向

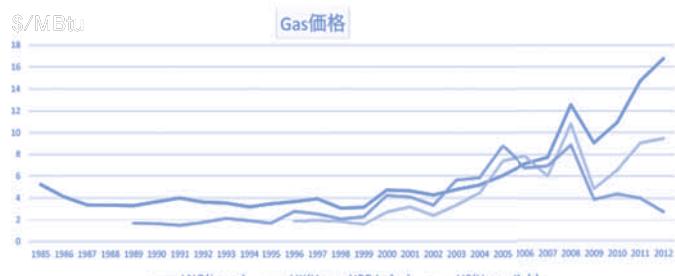
世界的にエネルギー需要は鈍化(対前年 +1.8%)する中で、なんといっても最大のトピックスは、エネルギー市場における米国の復権である。シェール・オイル、シェール・ガスという非在来型の石油・ガスの出現により、米国は2035年までにはエネルギー自給国になると予測されている。

エネルギー別は、以下の通り。

まず、石油は、生産 8,615万b/d、消費 8,977万b/d、埋蔵量(P/R) 54年(在来型のみ)、全エネルギー比 33.1%。消費については、OECDの比率が50.2%と史上最少に止まった。世界情勢を受け、生産については、経済封鎖を受けたイランの減産、スーダン/南スーダンの減、シリアの減、等々を、生産回復したリビア、大増産の米国、サウジ、UAE、カナダ、ロシア等の増産がカバーする形となった。

天然ガスについては、生産 3,364bcm、消費 3,314bcm、埋蔵量61年(在来型のみ)、全エネルギー比 23.9%。世界天然ガス消費は、対前年2.2%の増。数量的に最も大きな增量(+ 31.6bcm)を達成し

たのは米国で、その他、中国、日本が増加し、欧州、ロシアは減少している。生産については、米国が、世界最大の増産(+32.9bcm)を達成し、生産世界1位の座を維持(第2位はロシア)。その他、ノルウェー、カタール、サウジも大きく増産する一方で、ロシアは、最大規模の減(▲14.7bcm)。価格については、石油と違い、輸送効率が悪いことから、地域間格差が広がってきており、今後の消費への影響が懸念される。



石炭については、生産 3,845Mtoe、消費 3,730Mtoe、埋蔵量142年、全エネルギー比 29.9%。その他、原子力発電は、発電量が560Mtoeと対前年▲6.9%となり、エネルギーにおけるシェアも4.5%と1984年以降最少となった。水力発電は、831Mtoeと中国を中心に増加し、エネルギー消費におけるシェアも6.7%と史上最大となった。再生可能エネルギーは、237Mtoeとエネルギーにおけるシェアは2.4%となっている。再生可能エネルギーの内、伸びが大きいものは風力と太陽光であり、米国、欧州、中国が中心をなしている。これまで経済成長を優先してきた中国が、環境への取組の成果を出し始めていることは注目に値する。

IEAのエネルギー展望2013(以下WEO2013)

IEAは、エネルギーと気候変動の2035年までの傾向に関し、3つの異なる選択肢を示しており、その内、中心をなすのが「新政策シナリオ」であり、コペンハーゲン合意(2009年12月COP15)で各国が提示した自主的な排出規制を行う前提のもので、地球の気温上昇は+3.5°Cと予測されている。これは、「450シナリオ」(2100年時点の気温上昇を、産業革命以前の+2°Cに抑えて、環境への影響を最少にするシナリオであり、その時の温室効果ガスの濃度を450ppmに抑える必要があることから、450シナリオと呼ばれるもの)からは、大きく乖離しており、各国が排出削減の対策を追加していくという理解であった。

しかしながら、WEO2013においては、今後も増加していくエネルギー需要の中で、450シナリオに近づくどころか、益々遠い道のりになりつつあることが明らかになり、認識を新たに、追加の削減措置の必要性と方策を示している。

原子力や再生可能エネルギーの重要性は増していくものの、エネルギー需要の主要な部分を占めるのは、非OECD諸国となり、“環境問題があるから、エネルギー消費を減らしたり、最新機器を導入して環境に優しい発展を心掛けましょう”とはならない面もある。

特に、近年問題となっている、世界中の人々がエネルギーへのアクセス

スを可能とするという『エネルギー格差問題』を考えると、2011年時点で、世界の約13億人の人々が電気を使用できておらず、また、26億人以上が伝統的なバイオマスに頼って調理をしている、という現実もあり、弱者を単純に切り捨てるることはできないし、格差解消は重要な課題である。

それらの開発途上の国々が発展していく段階で、最も簡単に入手でき、使い勝手が良いエネルギーは、やはり石油をはじめとする化石燃料であり、産業の発展段階を考慮しても、その重要性は群を抜いている。ゆえに、先進諸国においては、全ての選択肢の中で、各国民の合意によって、エネルギー믹스を論じていくことが可能であるが、開発途上の国々は、放置しておくと、環境を考えずに、使い勝手の良いエネルギーを大量に使用する結果となってしまう。

今回のWEO2013では、地球全体の環境を維持するという観点から、各エネルギー源の長所、短所を明らかにしつつ、その問題点を克服するための視点や方策を紹介し、その際に必要とされる技術やその導入への国家間の協力の必要性も示唆している。

世界のエネルギー関連のトピックス

今回の研究では、ブラジルの再生可能エネルギーを中心としたエネルギー事情全般について紹介し、石油危機後に原子力エネルギーを中心に『脱石油化』を図った我が国とを比較した。

次に我が国が今後推進するであろう、電力会社の再編をスペインの例に学び、送電事業の統合と再生可能エネルギーの監視制御センターの有効性を紹介している。

原子力発電については、東日本大震災以降、国毎に推進姿勢に跛行性がでてきていることから、中でも原子力の推進を決めていたる米国について紹介し、推進を決めても進まない原子力発電事業の現状を見た。

今後の我が国のエネルギーを考えるにあたって

- ・我が国は経済力のみで世界におけるプレゼンスを維持できない今、エネルギーと環境問題について、欧州を見習い、政策で世界の最先端を目指す方向性を打ち出していきたいものである。

- ・最近の報道では、これまで排出量削減に及び腰であった、米国や中国の積極姿勢に加え、環境問題を先導してきている欧州も、2050年には1990年に對し排出量の80-95%削減を達成する道筋として、各国に2030年までにCO₂を1990年比40%削減、再生可能エネルギー比率の27%以上を達成することへの取組みを課すと今年1月に発表した。
- ・加えて、新興国も、ブラジルは勿論のこと、それぞれ経済発展に向けたエネルギー選択に当たり、安易に化石燃料を選択することなく、原子力や再生可能エネルギーを検討し始めている。

上記のような状況下、技術立国として、また環境先進国として自ら地球環境を維持・改善する姿勢を提示し行動に移す時であり、今後策

定される新しい『エネルギー基本計画』は重要な道標となると考える。

具体的には、以下の通り。

①まず、世界と国民に対し、我が国としての地球環境問題への本格的な取組みをアピールする意味からも、欧州委員会が発表した、2030年までの温室効果ガスの削減目標を上回るような数値を示し、その達成に向けた具体的な取組み内容を提示していくべきであると考える（欧州は1990年比40%減）。

②聖域のない省エネ活動とエネルギー効率の向上に向けた具体的な目標値の設定である。

③原発については、現存する自治体の了解を得る条件の下で安全が確認されることを最低条件とし再稼働させ、老朽設備も更新していく。尚、これまで結論が出ていない核廃棄物の最終処分場について選定・決定が行われることを条件とする。しかし新規建設は認めない。核燃料リサイクルについては取り組みを継続する。

④再生可能エネルギーは地域色を生かし積極的に推進する。

⑤⑥の太陽光、風力発電の出力の不安定を補うために出力調整が比較的容易であり、低コストである石炭火力を活用する。但し、最新鋭設備とコーチェネレーションを装備したものに切り替えていくことが必要である。また、排出されるCO₂はCCS技術を確立し、貯留場所については地殻の安定した廃ガス田を有する国との協力関係（インドネシア、豪州等）を構築する。このようなCCSをはじめとする、石炭火力の弱点である環境対応への新技術を導入できない限りは、石炭火力は削減していく必要がある。

⑥上述した石炭火力に加え、最も出力調整が安易な水力発電については新規建設は困難なため、既存の設備を最新鋭へと更新したり、小水力発電設備を設置検討する等、再生可能エネルギーの出力補完として最大限に活用していく。

⑦石油、天然ガスについては燃料向けを中心に引き続き主要なエネルギー源と考えられる。よって、供給元の多様化を積極的に推進していく。また、天然ガスについては今後も地域によって価格の跛行性は避けられないため、產出国とのより緊密な関係構築が不可欠である。これまでも提言してきたサハリンからのパイプラインは実現すべきと考える。但し、国内のパイプライン網は各所で分断されており、ガス中心社会に向けての整備が大前提である。

⑧今後発送電分離も視野に入れた電力事業再編が行われていくが、送電事業についてはスペインの例に倣い、少数に集約し、再生可能エネルギー利用を前提とした電力制御システムの整備を視野に入れていく。

⑨我が国のエネルギーを安定して確保していくためには、是非とも国営エネルギー会社が必要と考える。上述したような非化石燃料エネルギー源を最大限活用したとしても、今後とも石油、ガス、石炭が、合計でエネルギー供給の過半を占めていくと思われる。その際、世界の強豪と伍してエネルギーを確保していく強力な存在は是非必要である。

研究所ニュース

米国ハワイのシンクタンク等との意見交換

昨年10月10日～13日、米日財団からの補助金を得て、当研究所の北岡伸一研究本部長、細谷雄一上席研究員、松本太主任研究員3名にて、米国ハワイに出張し、米太平洋軍司令部および



東西センター他のハワイ在住有識者と日米同盟による安全保障について意見交換を行うとともに、北岡研究本部長による講演を行った。

米太平洋軍司令部との間では、アイズナー海軍日本担当課長、ハンナ空軍日本担当課長、カーナー中国担当課長の3名との間で、中国の海洋進出をふまえた日米同盟関係他について、幅広く意見交換を行った。

当方よりは、現在進行中の日本における集団自衛権の議論や新たな安全保障政策について適宜紹介するとともに、中国による海洋進出の現状につきブリーフしたところ、先方より感謝が表明された。

ラルフ・コッサPacific Forum CSIS理事長との間では、中国、韓国情勢等につき意見交換を行った。先方より、日韓関係について、日本側としては「竹島については、韓国が実行支配を行っているのだから、日本としてはこれを軍事的に再占領する意図ではなく、平和的な形で領土に関する主張をしている」とのラインで主張するのであれば、適切ではないかとの指摘があった。

さらに、東西センターにおいて、ハワイ在住有識者を一同に集めて意見交換を実施した。先方よりは、ジム・ケリー元東アジア担当国務次官補、モリソン東西センター所長、グロッサーマンPacific Forum CSIS所長等のハワイ在住有識者役10人ほどが参加した。



先方よりは、中国や韓国の対応をふまえ、集団安全保障や安全保障政策の策定については、日本側の説明方法について慎重に検討することが重要である点について指摘があった。

最後に、東西センターにおいて、100人前後の有識者等を前に、北岡研究本部長より、「Japan's New National Security Strategy in the Making」と題して、我が国の安全保障をめぐる最新の議論について紹介を行い、活発な質疑応答を実施した。北岡研究本部長よりは、新たな国家安全保障政策の意味合いや新防衛大綱の見直し、国家安全保障局(NSC)の設立、集団安全保障に関する議論について紹介するとともに、我が国がかつてのように軍国主義に陥ることはけつしてないことについて説明を行った。

米国ハワイ州は、東アジアを管轄する米太平洋軍司令部の本部が置かれるとともに、東アジアの安全保障に精通する米国人有識者も数多く居住する拠点である。今次出張においては、我が国における安全保障に関する議論を紹介することを通じて、日米双方の有識者レベルの相互理解を深める上で、有意義であった。日米同盟強化の一環として、こうした形でハワイの有識者との意見交換を継続していくことが望まれよう。

ベトナムのシンクタンクとの戦略対話

世界平和研究所では、この3月5日～6日にかけてベトナム・ハノイに出張し、海洋の安全保障に関して、ベトナム政府及びシンクタンクとの意見交換を行った。

特に、ベトナム外交アカデミー(Diplomatic Academy of Vietnam)と世界平和研究所共催で、ベトナムの政府関係者を一同に集めた1.5トラック対話を3月6日一日かけて実施した。また、ベトナム国防省国防・国際関係研究所、ベトナム社会科学院中国研究所、ベトナム外務省国家国境委員会とも意見交換を実施した。

両国間の政府レベルすでに合意されている日越間の戦略パートナーシップ関係の強化に基づき、日越間で海洋の安全保障分野の現状評価を共有するとともに、両国間の協力の可能性につき議論が行われた。

世界平和研究所からは、永岩俊道元航空自衛隊空将、香田洋二元海上自衛隊海将、川上高司拓殖大学教授、川島真東京大学准教授兼世界平和研究所上席研究員、松本 太主任研究員の5名が参加した。

冒頭、中国の内外政に関して、川島真上席研究員より中国の近年の外交方針の変化について解説、日越の専門家間で対中認識が共有された。

次に、南シナ海の領有権問題に関して、香田元海将より、南シナ海の国際公共財としての重要性につき説明した上で、同盟の重要性やサーバランス能力の向上の必要性などについて詳細にレクチャー。また、永岩元空将より、東シナ海における中国のADIZ設定に関して、日本のとった対応を詳細に説明した。

さらに、川上教授より、米中関係の現状につき説明。特に一行のハノイ訪問中に発表された米国のQDRにつき分析を披露。先方よりタイムリーと高く評価された。

最後に、松本主任研究員より、日越間の協力につき、二国間での外交・防衛分野での様々な協力、地域諸国によるミニラテラル協議の開催、日ASEAN協議や東アジア・サミット、ARF、ADMMプラス等のマルチにおける協力の緊密化につき具体的な提言を説明し、日越間の協力のポテンシャルが大きいことが改めてよく認識された。

越側よりは、今回の対話の結果については、今回の対話を高く評価

している様子がうかがわれた。翌週に越国家主席の訪日を控えたタイミングであったこともタイムリーであった。

米国ブルッキングス研究所滞在報告

主任研究員 大澤 淳

2013年8月より12月末まで、米国ブルッキングス研究所に給費客員研究員として招かれ、在外研究をする機会をいただきました。ワシントン滞在中に感じたことも含め、ご報告をいたしたいと思います。

招聘をいただいた米国ブルッキングス研究所は、1916年に実業家であったRobert Brookingsによって設立された研究機関で、「質の高い、独立した、影響力のある(Quality. Independence. Impact.)」研究をモットーにしています。古いと言う点では、マサチューセッツ通りの隣にあるカーネギー平和財團(1910年設立)と競っていますが、ブルッキングスの職員は「BI(ブルッキングス研究所)は最初から政策を研究する研究機関だったが、カーネギーは最初研究機関ではなかった。シンクタンクとしては、うちの方が古い」と自負しています。

独立をモットーにしていますので超党派(bipartisan)を謳っていますが、歴史的に民主党との関係が深く、研究所の研究者・職員も7、8割が民主党員です。そのため、オバマ政権の発足時には研究所から30名あまりが政権入りをし、現政権に強い影響力を持っているとされています。私と同じフロアに研究室を構えているJeffry Bader上席研究員も2009年から2011年までNSCの東アジア部長をつとめていましたし、有名なところでは、スザン・ライス国家安全保障担当大統領補佐官もブルッキングスから政権入りした一人です。

ブルッキングス研究所は、もうすぐ設立100周年を迎えるのですが、現在は研究者・職員400名からなるワシントンでも最大規模の研究機関に成長し、毎年実施されているペンシルバニア大学のシンクタンク・ランキングでも世界第1位・全米第1位をキープし続けています。

研究所内には5つの研究部門(経済研究部、外交政策研究部、グローバル経済と開発研究部、ガバナンス(統治)研究部、都市政策研究部)と5つの管理部門(事業管理部、情報技術部、図書部、広報部、資金開拓部)から構成されています。研究部門には総勢約100名の常勤研究者が働いているのに対して、同数のサポート・スタッフが研究センター毎に配属され、それ以外に研究所全体の活動を横断的にサポートする間接部門が充実しています。100名の常勤研究者が最前線の戦う部隊とすれば、それをサポートするロジスティックの組織が300名と非常に充実しているというのが、世界第1位の評価の秘密でもあります。

世界第1位の研究所の研究活動はどのようなものなのか、不安半分期待半分で赴任しましたが、その中身は想像を遥かに超えるもので

した。ブルッキングス研究所は学術研究を標榜しているため、公式的には上席研究員に課されるオブリゲーションは書籍の執筆だけなのですが、国内外の情勢の変化に合わせて、タイムリーにオピニオン・分析を書いてマスメディアやウェブで発表することを「期待」されています。そのため上席研究員は毎週のように事象を追ってオピニオンを書く必要に迫られます。マイケル・オハーンロン研究部長のようにはほぼ毎日オピニオンを出している猛者もいますし、研究所全体では毎日10本以上の対外発信が行われています。

しかも、成果物には学術的な裏付けが常に求められるため、上席研究員とともに毎朝8時過ぎに出勤して、研究・執筆活動をしており、「炎の料理人」ならぬ「炎の研究員」といった感じのすごみがありました。私も負けまいと、8時前に出勤しましたが、上司のセンター長は7時過ぎには研究室に来ているようで、1回も勝つことはできませんでした。

私が所属したブルッキングス研究所東アジア政策研究センター(CEAP)は、研究部門の外交政策研究部に属し、センター長のリチャード・ブッシュ上席研究員を中心に8名の職員で構成されており、守備範囲は中国をのぞく東アジア全体で、かなり手広く研究を行っていました。CEAPの招聘給費客員研究員プログラムは、15年前に始まったプログラムで、渡航費・滞在費の全額をブルッキングス研究所が負担し、現在は半年毎に3人の研究者を東アジア地域から招聘しています。客員研究員には、滞在中かなりハードな研究活動が求められ、各種シンポジウム・意見交換への参加、オピニオンの執筆、研究論文の提出が義務づけられています。

客員研究員のオリエンテーションは、センター長以下スタッフとの朝食会から始まり、リチャード(ブルッキングスでは全員がファーストネームで呼びあう)が歓迎の挨拶をした後、自己紹介という形で顔合わせが行われました。その後午前中に、情報技術部(ITS)のオリエンテーションを受け、終わると初めてPCアカウント、パスワード、メールアドレスが交付されます。ITSのオリエンテーションでは、研究所内の情報セキュリティを守ることに多くの説明時間が割かれていきました。初日の昼食前に、約1時間ほどかけて研究所内のツアーが開催されました。まず、驚かされるのが、FALKホール。約200名収容のホールで、内外の政治家・高官の講演にも使用されます。オバマ大統領やブッシュ大統領、クリントン前国務長官もここでスピーチをしています。ブルッキングスでの映像がメディアで流れるときには、ほぼこのホールが使われていると言ってよいでしょう。このホールの隣が、SAUL/ZILKHA会議室。約100名収容の大会議室で、安倍総理も野党党首時代にここでスピーチをしました。この二つの部屋以外にも、Board用の会議室等大小さまざまな会議室(超豪華から普段使いまで)が10以上あり、毎日ど

研究所ニュース

これまで公開(public)のシンポジウムや非公開(private)のセミナーが行われています。

研究所の裏動線(カフェテリアに通じる職員用通路)には、過去ブルッキングスで講演した要人の写真が飾ってあり(オバマ大統領、ブッシュ前大統領、ブレア前英国首相、クリントン前国務長官、そしてダライ・ラマも)毎日ここを通りながら写真を見るのが密かな楽しみでもありました。残念ながら日本人の写真は皆無で、安倍総理の写真が将来飾られるのが、待ち望れます。

この裏動線の一角には、ブルッキングスの広報上非常に重要な設備があります。それは、テレビ収録スタジオ、ラジオスタジオ、インターネット配信センターです。その様子はほとんど小さなテレビ局と言っても良いほどです。ブルッキングスの研究者がインタビューに答える際には、このスタジオが使われており、NHKのインタビューの収録にも使われたそうです。先に書いた講演用のホールには、すべてテレビカメラがついていて、講演と同時にインターネットによる映像配信ができる設備が整っています。ネット時代を迎えて、動画による情報配信を重視していて、相当の設備投資を行い、スタッフも抱えています。研究所で最も重要視されているのが対外発信であり、最も重視される(そして権限も強い)のが広報部(Communication)というのも納得できます。

せっかくの貴重なチャンスですし、自分自身が政府の有識者会議で情報発信の強化を提言したこともあり、滞在中いろいろな機会をとらえて、日本の立場を発信するように努めました。9月にはUSJIとブルッキングスの共催セミナーで、谷内元外務次官、佐々江駐米大使、オハンロ

ン研究部長とともにパネリストとして登壇しました。また、オピニオンとして“Is Cyber War Around the Corner? Collective Cyber Defense in the Near Future”と “China's ADIZ over the East China Sea: A “Great Wall in the Sky”? の2本をブルッキングスから発刊しました。12月には研究所の公開シンポジウム “China's Re-emergence as a Great Power and Its Role in Regional Security” にリチャード・ブッシュ東アジアセンター所長とともに参加しました。この公開イベントは東アジアセンターとしては大成功で、160名近い皆様にお越しいただくと共に、シンポジウムの模様は雑誌や研究所のブログにも掲載されました。

最終的に40近い会議やシンポジウムに出席しましたが、このような個人的努力だけでは、中韓との世論戦には到底勝てないのがワシントンの現状です。中国は歴史問題を利用して、シンクタンクにおける会議や共同研究のみならず、新聞、テレビを含む相当広範囲の大規模で周到に用意された世論戦を米国内外で展開しています。その主眼は、東シナ海を巡る日中の争いが、(第二次大戦による秩序の破壊をもくろむ)日本の歴史的修正主義によるものという印象を米世論に植え付けることがあります。歴史問題で日米連携に楔を打ち込むとする中国の目論みは、韓国がこのような中国の主張と軌を一にして、従軍慰安婦、竹島問題、日本海呼称問題を提起していることから、米国内で一定の成功を収めつつあります。我が国には戦略的な情報発信が今後必要だと強く感じましたし、情報発信の母体となるシンクタンクのあり方も、多いに再考の余地があるように思われました。

【人 事】●清水幹彦主任研究員が出向元の(独)日本貿易振興機構に転出(ジェトロ佐賀貿易情報センター所長)(2月28日付)●国分克悦主任研究員が出向元の新日鐵住金㈱に転出(日鉄住金総研㈱)コンサルティング事業部 研究主幹)(3月31日付)●小林貴主任研究員が出向元の防衛省に転出(防衛省 統合幕僚監部)(3月31日付)●井川貴博客員研究員が離任(3月31日付)●豊田裕氏が新日鐵住金㈱より着任、主任研究員に就任(4月1日付)●松崎みゆき氏が防衛省より着任、主任研究員に就任(4月1日付)●ロバート・D・エルドリッヂ氏が客員研究員に就任(4月1日付)●杉本孝氏が客員研究員に就任(4月1日付)●大澤淳主任研究員が客員研究員に就任、内閣官房に転出(4月1日付)●安田啓氏が(独)日本貿易振興機構より着任、研究員に就任(4月15日付)●福田潤一氏が研究員に就任(4月15日付)●林大輔研究助手が研究員に就任(4月15日付)

研究所会議テーマ一覧

- ◆ 「教育再生実行会議」提言評価と付加的提言—平成50年、世界で輝く日本するために 井出智明(主任研究員)
 - ◆ 米海軍と水陸両用戦のなりたち 由井暁生(研修員)
 - ◆ 超高齢・ソーシャルメディア時代における「共同体」の可能性 藤 和彦(主任研究員)
 - ◆ ポリティカル・マーケティング—政治課題解決へのマーケティング・アプローチ 井出智明(主任研究員)
 - ◆ 尖閣諸島問題の形成過程—日中国交正常化以前 川島 真(上席研究員)
 - ◆ 集団的自衛権をめぐる戦後政治 細谷雄一(上席研究員)
 - ◆ 2014年という年 小堀深三(特任研究顧問)
 - ◆ 我が国の新エネルギー基本計画がガラ計画にならないために 国分克悦(主任研究員)
- ※詳細はホームページをご参照ください。 <http://www.iips.org/research/index.html>